

○振替制度における口座通知取次請求のための呈示書面モデルの改正について

〔 2 0 2 5 年 2 月 7 日
全国株懇連合会理事会決定 〕

資本市場の効率化および活性化を目的とし、デジタル化への対応とスタートアップ企業の上場日程の期間短縮に関する制度を整備するため、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第80号）」が2024年11月1日より施行されました。今般の改正により、社債、株式等の振替に関する法律第131条通知の口座通知取次請求の受付締切日の終期を株主の手続期限に変更することとなり、「振替制度における口座通知取次請求のための呈示書面モデル」（以下、呈示書面モデルという）での「口座通知取次期間」の記載を本改正に対応して変更するものです。なお、呈示書面モデルに記載されている参照通達についても併せてこの機会に更新するものです。

以上

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>取扱開始時の口座通知取次請求のための呈示書面</u></p> <p>本書面は、当社の株主等（株主または登録株式質権者）が、口座通知の取次請求のために証券会社等（口座管理機関）に提示する書面である。</p> <p>住所 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町2番1号</p> <p>氏名 株懇 太郎</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇株式会社 株主名簿管理人 〇〇〇〇信託銀行株式会社 <連絡先> 〒 - 東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-〇〇-〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">XXXXXX-00000000-XXXXXX (株主番号)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>以下の事項を印字する。</p> <p>① 振替株式に関する事項（銘柄コード、新規記録可能な株式数、新規記録区分コード）</p> <p>② 株主等が登録株式質権者である場合に記載する事項</p> <p>③ 株主等が信託の受託者である場合に記載する事項</p> <p>④ 送付先指定、常任代理人または法定代理人の設定がある場合に記載する事項</p> <p>⑤ 口座通知取次期間</p> <p>⑥ 特定口座への預け入れに関して平成 21 年 3 月 31 日付け日本証券業協会会員通知（日証協（会企）20 第 67 号「金融商品取引所等に上場する前から引き続き所有していた株式等を上場の際に特定口座へ受け入れる場合について」）の記のⅡで示されている文言（その後の会員通知において文言の変更があった場合は変更後の文言）</p> </div>	<p style="text-align: center;"><u>取扱開始時の口座通知取次請求のための呈示書面</u></p> <p>本書面は、当社の株主等（株主または登録株式質権者）が、口座通知の取次請求のために証券会社等（口座管理機関）に提示する書面である。</p> <p>住所 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町2番1号</p> <p>氏名 株懇 太郎</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇〇株式会社 株主名簿管理人 〇〇〇〇信託銀行株式会社 <連絡先> 〒 - 東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-〇〇-〇〇〇</p> <p style="text-align: center;">XXXXXX-00000000-XXXXXX (株主番号)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>以下の事項を印字する。</p> <p>① 振替株式に関する事項（銘柄コード、新規記録可能な株式数、新規記録区分コード）</p> <p>② 株主等が登録株式質権者である場合に記載する事項</p> <p>③ 株主等が信託の受託者である場合に記載する事項</p> <p>④ 送付先指定、常任代理人または法定代理人の設定がある場合に記載する事項</p> <p>⑤ 口座通知取次請求期間</p> <p>⑥ 特定口座への預け入れに関して平成 22 年 3 月 18 日付け日本証券業協会会員通知（日証協（会企）21 第 96 号『金融商品取引所等に上場する前から引き続き所有していた株式等を上場の際に特定口座へ受け入れる場合について（追加版）』について』の記のⅡで示されている文言（その後の会員通知において文言の変更があった場合は変更後の文言）</p> </div>

改正前	改正後
<p>【補足説明】</p> <p>(中略)</p> <p>4 発行会社等は、呈示書面に、通知文を添付して、株主等宛に発送するものとする。通知文には、以下の事項を記載するものとする。</p> <p>① 振替法第131条第1項各号に定める事項。ただし、同条同項が適用される場合（例えば注1の①、②、③）に限るものとし、口座通知取次請求を行わない場合は振替株式が特別口座に記録されること、振替株式が特別口座に記録された場合の留意事項（特別口座は売買に利用できない（発行会社の口座または自己名義の一般口座以外への振替ができない）こと、特別口座に記録された株式を売却する場合には本人名義の一般口座への振替が必要になること、一旦一般口座への振替を行うことが必要であることから特別口座に記録された株式を売却するまでには相応の日数が必要となること、発行会社以外の口座からの振替を受けることができないこと等）についても記載するものとする。</p> <p>② 口座通知の取次ぎについての案内に関する事項</p> <p>③ 特定口座への預け入れに関して平成21年3月31日付け日本証券業協会会員通知（日証協（会企）20第67号「<u>金融商品取引所等に上場する前から引き続き所有していた株式等を上場の際に特定口座へ受け入れる場合について</u>」）の記のⅡで示されている文言（その後の会員通知において文言の変更があった場合は変更後の文言）</p>	<p>(中略)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>③ 特定口座への預け入れに関して平成22年3月18日付け日本証券業協会会員通知（日証協（会企）21第96号『「<u>金融商品取引所等に上場する前から引き続き所有していた株式等を上場の際に特定口座へ受け入れる場合について（追加版）</u>」について』）の記のⅡで示されている文言（その後の会員通知において文言の変更があった場合は変更後の文言）</p>